

## 訪問教育の充実と拡大のために

2016年4月 全国訪問教育研究会

訪問教育は、障害の重い子ども、病気療養・入院中の子どものもとに、学校教育を届ける制度として定着してきました。しかし、そのための条件や体制の整備はまだ不十分ですし、子どもたちを取り巻く教育・医療・福祉環境の変化とともに、訪問教育にも新たな課題や役割が求められています。国連「障害者の権利に関する条約」の批准を経て、日本でもインクルーシブ教育の実現にむけた取り組みが始まりましたが、すべての子どもは同等の教育を受ける権利があります。学校での学びや活動から排除されることなく、一人ひとりに応じた権利としての教育がしっかりと保障されるような学校・地域づくりが求められています。

全訪研は、訪問教育において「一人ひとりの要求から出発する」「学校や地域にねざす」ということを大切にしてきました。このことを障害の重い子どもに即していっそう充実させるとともに、訪問教育を必要とする子どもたちにもその対象を広げていくことが、インクルーシブ教育時代の訪問教育に求められているのではないのでしょうか。この提言は、訪問教育を必要とするすべての子どもたちへの基礎的環境整備と合理的配慮も含んでいます。訪問教育の充実と拡大に向けた議論の素材として、広く活用されることを期待します。

### I 訪問教育の改善が必要です

#### 1 児童生徒の必要に応じた授業時数・回数を保障しましょう

2003年度全国訪問教育親の会「文部科学省要請」一要請に対する文科省の回答より  
(2003年9月24日)

「授業時間・回数は学習指導要領に基づき、障害の重複状況、療養状況などを考慮し、教員の派遣について 実情に応じて授業時数を各校で決めていくものです。医療や生活規制などの実情に応じ定めるものです。」

○児童生徒の必要に応じた授業回数を確保し、同行訪問やスクーリングなど充実した教育内容を実現するためには、学級編成基準や教員配置の見直しも必要です。

○児童生徒の必要に応じた授業時間・回数を、適宜見直しをしていきましょう。

#### 2 教育課程、教育内容・方法の充実について

##### (1) 授業研究をすすめ、内容を充実させましょう

○訪問担任会を定期的に設け、研究協議を大切にしましょう。

○自立活動を主とする教育課程の児童生徒を中心に複数教員による訪問（ペア訪問）、準ずる課程の生徒には所有教科免許と担当する教員による教科指導をすすめましょう。

##### (2) 児童生徒の実態に合わせてスクーリングを実施しましょう。

○児童生徒の実態に応じたスクーリングの実施が可能になるような教員体制をめざしましょう。

○スクーリングのための交通手段の改善も必要です。

①スクーリング時のスクールバスの使用を認める、②スクールバスを使用せず、自家用車が無い場合のタクシー代全額支給、③公用車の使用、など多様な方法を検討するとともに、保護者の付き添いが必要な場合の交通手段についても検討していきましょう。

(3) 児童生徒に合わせて行事を工夫し、充実させましょう。

○修学旅行・宿泊行事をふくめ児童生徒の実態に合わせた計画・実施ができるよう、校内での共通理解・連携と、教育委員会による条件整備・支援をすすめましょう。

2005年全国訪問教育親の会・文科省懇談会—特別支援教育調査官の回答より

(2005年10月17日)

学校の修学旅行というのは、基本的に希望するということかほかではなくて、学校が教育として必要と考えているものですから、できる限り参加して頂くものだと思います。プラスお医者さんとか看護師さんが必要であれば制度として考えていくものだと思います。保護者の方がついて行かれることも含めて選択肢として考えていますし、経済的な配慮も準備しているところです。看護師が必要かどうかは学校が判断するところですし、そのお子さんに何が必要かは学校がそれぞれに考えていく所です。内容も含めて、子どもさんの実態に合わせて考えていくべきであると思います。

(4) 医療的ケアを保護者任せではなく、学校教育の中で対応できるようにしていきましょう。

文部科学省「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について（通知）」(23 文科初第 1344 号、平成 23 年 12 月 20 日)の趣旨を踏まえて、訪問教育の児童生徒への医療的ケアを充実させるためにはどうしたらよいか、一部で議論するのではなく、学校全体で、養護教諭や看護師、保護者等も含めて、検討していきましょう。

○スクーリング時の医療的ケアが通学の児童生徒たちと同様の手順で実施できるよう、校内での議論をすすめましょう。

○訪問時の医療的ケアの実施について、看護師との連携、教員実施、地域福祉との連携など、児童生徒たちの実情に応じた対応を検討しましょう。

○訪問教育の充実と合わせて、重症児と家族の地域での生活を支える医療・福祉の拡充を考えていきましょう。

(5) 高等部訪問教育を充実させましょう。

○青年期教育としての実践を深め、卒業後への移行支援と進路保障をすすめましょう。

○入院中の高校生の教育保障と高等学校との連携をすすめましょう。

(6) 病気療養児・入院中の児童生徒たちの教育保障をすすめましょう。

文部科学省「長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査」(調査対象期間平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)によると、国立・公立・私立の小・中学校在籍児童生徒のうち、「病気やけがにより、延べ 30 課業日以上入院した児童生徒への対応」では、対象となる 2,769 人のうち、1,186 人(43%)が学習指導を受けていない実態が示されました。

○転校手続きの簡素化、前籍のままでの教育相談や通級指導教室制度の活用など、学籍の柔軟な運用を検討しましょう。

○医療機関の協理解解のもと、病院内の教室や教材置き場など、教育空間を充実させましょう。

○通信機器を利用した「オンデマンド型の授業」の活用など、教科学習の充実をすすめましょう。

(高等学校及び中等教育学校の後期課程で、通信の方法を用いた教育として、事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、生徒が視聴したい時間に受講することが可能な授業の方式(オンデマンド型の授業)が認められました(学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について(通知)27 文科初第 289 号 平成 27 年 4 月 24 日。)

○退院後、地元校に戻る際、スムーズに地元校での授業に参加できるよう、移行期の教育について

検討していきましょう。

(7) 学校全体で訪問教育を支援する体制を充実しましょう。

○学年・グループ、管理職、養護教諭や自立活動担当者、PTAなどと連携しましょう。また、特別支援教育コーディネーターや進路指導担当による支援体制を具体化しましょう。

○訪問教育の児童生徒に対しても、PT・OT・ST等の外部専門家による支援を受けられるようにしましょう。

○訪問教育に関する校内での研修をすすめ、広く理解を深めましょう。夏季休業中の健康観察に同行するなど、体験的に訪問教育を理解していくなど、研修の在り方を工夫しましょう。

(8) 地域生活支援体制を充実するために他機関との連携をすすめましょう。

○居住地校交流等を行い、地域との交流をすすめていきましょう。

○医師・看護師、PT・OT・ST、福祉関係者など専門スタッフとの協力・連携を大切に、医療・福祉・労働などの関連領域の取り組みに学びましょう。

(9) 災害時の対応

○校内防災計画に訪問生を含めた体制を確立しましょう。

○児童生徒の実態に合わせた地域における個別の防災計画、災害時対応を検討しましょう。

### 3 義務教育・生涯教育の保障について

(1) 離島・僻地の教育条件整備をすすめ、分校・分教室設置を積極的にすすめましょう。また、非常勤講師に頼っている現状を改め、訪問教育担当教員の身分保障を進めましょう。

(2) 発達障害に起因する不登校児童生徒の訪問教育をすすめましょう。

○特別支援学校において、発達障害もしくは二次障害によって登校できない状態にあり、長期の不登校となっている例があります。障害種を限定することなく、登校が困難である児童生徒として訪問教育をすすめましょう。

○通常学校においても、発達障害もしくは二次障害によって登校できない状態にあり、長期の不登校になっている例があります。登校へ向けた指導が困難であると判断される児童生徒への訪問教育を含めた学校外学習を保障する教育制度を関係者とともに検討し、制度化を求めていきましょう。

(3) 教育年限の延長について検討しましょう。

○知的障害特別支援学校における専攻科へのニーズや、「学びの作業所」の取り組みなど、教育年限の延長やゆるやかな社会移行を求める声が高まっています。18歳以降の継続した学校教育を検討しましょう。

(4) 就学猶予・免除のまま成人になった人たちに、希望に応じて学校教育を保障しましょう。

○養護学校義務制実施(1979)以前、障害を理由に就学猶予・免除となり、学校教育から排除された人たちがいます。本人・保護者ともに高齢化しています。学校教育を希望する人たちの就学を一日も早く実現するよう、自治体に働きかけましょう。

(5) 卒業後の進路保障(訪問形態を含む)と障害が重い人々の生涯学習の整備をすすめましょう

○学校卒業後の進路を多様に保障するためにも、訪問型の社会教育や生涯学習を自治体施策として実現しましょう。

#### 4 訪問担当者の研修を充実させましょう

- (1) 教材研究・準備、校内での研修が行える勤務形態を整えましょう。
- (2) 教育委員会・校長会主催などの形で、都道府県や県内ブロック単位での公的な訪問担当者講習会の開催や全訪研など関連する民間の研究会への公費出張・承認研修を要望しましょう。

## II 訪問教育をとりまく環境を整える改善

特別支援教育全体の改善をすすめ、訪問教育の基盤を豊かに発展させましょう。そのためには、以下のような改善が必要です。

- 1 特別支援学校の小規模化・適正配置
- 2 スクールバスの増車と乗車時間の短縮、寄宿舎の整備拡充
- 3 障害理解学習、交流及び共同学習の推進
- 4 就学前の療育・教育の充実（訪問形態を含む）
- 5 教育・医療・福祉・労働・余暇などの地域ネットワークの充実
- 6 教員養成関係
- 7 病気療養児等の切れ目のない教育保障のための、副次的学籍活用の検討

## III 訪問教育の法的整備

- 1 学校教育法第 72 条および第 81 条に「訪問教育」を明確に位置づけること。

学校教育法第 72 条は訪問教育の根拠法であるとされていますが、条文には「訪問教育」の用語はありません。また、学校教育法第 81 条第 3 項には「教員を派遣して、教育を行う」とありますが、「訪問教育」の用語はありません。学校教育法を改正して「訪問教育」を位置づけることで、訪問教育の法的根拠を確かなものにしていく必要があります。

※インクルーシブ教育を推進し、きめ細やかな配慮・援助を実現するためには、必要に応じて学校から教師が児童生徒のもとに向いて教育を保障する形態が不可欠です。そのためにも、すべての特別支援学校、小・中学校、高校での訪問教育、教育センターからの訪問教育を制度化していくことを提案します。

- ①学校教育法第 81 条第 3 項により、小学校、中学校等は教員を派遣して教育を行うことができます。
- ②転校にともなう負担や遠距離訪問の弊害を除くことができます（訪問とスクーリングの困難と、遠距離訪問に伴う経費の改善）。
- ③特別支援学校の訪問教育のノウハウを活用することが可能です。

- 2 標準法および高校標準法に「訪問教育」を位置づけること。

訪問教育対象児童生徒の教育課程は、学校教育法施行規則および学習指導要領に追記されているにもかかわらず、訪問学級の教職員定数は法律に規定されず、重複障害学級に準じて運用されてきました。これはあくまでも重複障害学級に準じた運用であり、訪問生と通学生を同一学級として認めるものではありません。また、訪問教育の授業時数は「(児童生徒の) 実情に応じた授業時数を適切に定めるものとする」(学習指導要領) とされながら、事実上全国的に 1 週間に 3 回、1 回 2 時間が限度となっています。「児童生徒の実情に応じた授業時数」を実質的に保障し、訪問教育制度を幅広く活用するためにも、訪問教育の教職員定数を標準法上に規定する必要があります。